

令和6年度第3回埼玉地方最低賃金審議会

日時：令和6年7月29日（月） 午前9時30分～

場所：埼玉労働局15階会議室

議題	資料
1 特定最低賃金の改正決定等について（諮問） 2 その他	資料1 特定最低賃金の改正決定の申出状況 資料2 特定最低賃金の改正決定等について（諮問）（写）

特定最低賃金の改正決定の申出状況

ケース別	特定最低賃金の件名 (適用対象業種の範囲)	適用労働者数	申出日及び申出者	協約覚書適用労働者数 又は機関決定労働者数 (適用労働者に占める割合)
労働協約	非鉄金属製造業 ※ $\left[\begin{array}{l} E23 \text{ (小分類の} E231 \cdot \\ 235 \cdot 239 \text{を除く。)} \end{array} \right]$	4,650 人	令和6年7月19日 ・日本基幹産業労働組合連合 会 埼玉県本部 委員長 羽田野 省三 ・JAM埼玉 会長 今井 信博 ・全日本電線関連産業労働組 合連合会 埼玉地方協議会 議長 廣瀬 裕	2,494人 (53.63%)
労働協約	電子部品・デバイス・電子回 路、電気機械器具、情報通信機 械器具製造業 ※ $\left[\begin{array}{l} E28、E29 \text{ (細分類の} E \\ 2973 \text{ (心電計製造業を} \\ \text{除く。)} \text{を除く。)、} E30 \end{array} \right]$	36,580 人	令和6年7月19日 ・全日本電機・電子・情報関連 産業労働組合連合会 埼玉地方協議会 議長 竹内 秀之 ・JAM埼玉 会長 今井 信博	17,982人 (49.16%)
労働協約	輸送用機械器具製造業 ※ $\left[\begin{array}{l} E31 \text{ (小分類の} E315 \cdot \\ 319 \text{ (細分類の} E319 \\ 1 \text{を除く。)} \text{を除く。)} \end{array} \right]$	38,190 人	令和6年7月19日 ・全日本自動車産業労働組合 総連合会 埼玉地方協議会 議長 高橋 克彦 ・JAM埼玉 会長 今井 信博	20,234人 (52.98%)
労働協約	光学機械器具・レンズ、時計・ 同部分品製造業 ※ $\left[\begin{array}{l} E275、E323 \end{array} \right]$	3,400 人	令和6年7月19日 ・JAM埼玉 会長 今井 信博 ・日本化学エネルギー産業労 働組合連合会 埼玉地方連絡会 議長 小池 弘之	1,738人 (51.12%)
公正競争	自動車小売業 ※ $\left[\begin{array}{l} I591 \text{ (細分類の} I59 \\ 14 \text{を除く。)} \end{array} \right]$	21,250 人	令和6年7月19日 ・全日本自動車産業労働組合 総連合会 埼玉地方協議会 議長 高橋 克彦	7,272人 (34.22%)

※は、日本標準産業分類（平成25年10月30日総務省告示第405号）による分類を記載。



埼労発基 0729 第 1 号
令和 6 年 7 月 29 日

埼玉地方最低賃金審議会
会長 土屋 直樹 殿

埼玉労働局長
片淵 仁文

特定最低賃金の改正決定等について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。また、貴会における調査審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することの必要性があると認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、同法第 15 条第 2 項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 埼玉県非鉄金属製造業最低賃金
（平成 20 年埼玉労働局最低賃金公示第 2 号）
- 2 埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
（平成 20 年埼玉労働局最低賃金公示第 3 号）
- 3 埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金
（平成 20 年埼玉労働局最低賃金公示第 4 号）
- 4 埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金
（平成 20 年埼玉労働局最低賃金公示第 5 号）
- 5 埼玉県自動車小売業最低賃金
（平成 20 年埼玉労働局最低賃金公示第 7 号）